

## 議案第31号

### 和解について（都市整備局関係）

建物収去土地明渡等請求事件について、次のとおり和解する。

#### 1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪市 被告 有限会社 みなと興業社 ほか1名	本市は、港区築港2丁目3番33の市有地（以下「本件土地」という。）を不法に占有して建物を所有する被告有限会社みなと興業社に対し、建物収去土地明渡し及び損害金の支払を、上記建物を占有する被告正岡教明に対し、建物退去土地明渡しを求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの
2 大阪地方裁判所 平成24年（ワ）第 1384号建物収去 土地明渡等請求事件	

#### 2 和解の要旨

本市は、被告有限会社みなと興業社に対し、本件土地を金7,996,500円で売却する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

建物収去土地明渡等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。